

2023年度版

石川県・金沢市の事業者が活用できる！

国  
石川県  
金沢市

# 補助金・融資等の 各種支援策

---

金沢商工会議所 企業経営アシストセンター

〈本資料についてのお問合せ先〉  
金沢商工会議所 企業経営アシストセンター 企業支援グループ  
TEL : 076-263-1157

R5.10.20作成

# 目次

---

<u>1.ご利用にあたって</u>	P.3
<u>2.補助金・助成金</u>	P.4~12
<u>3.融資など</u>	P.13~18
<u>4.その他</u>	P.19
<u>5.税制措置</u>	P.20
<u>6.金沢商工会議所のその他支援事業</u>	P.21

# 1.ご利用にあたって

本資料は、令和5年10月20日現在で金沢商工会議所 企業経営アシストセンターが  
国・石川県・金沢市のホームページや出版物等で確認した、  
**支援金・協力金・補助金・助成金・融資制度等**を掲載しています。

制度毎に**対象者、補助対象、申請方法等**が異なります。

詳しくは**実施機関にご確認ください**。

また、申請の際は**公募要項をよくご確認の上**お申し込みください。

**コロナ関連融資（ゼロ・ゼロ融資）返済開始に伴う資金繰り相談**など経営に関する相談や  
情報提供、また石川県制度融資の認定業務、国・県の補助金の申請窓口を行っています。  
まずはお電話でお問合せください。

**金沢商工会議所 企業経営アシストセンター**

TEL : 076-263-1157 (平日 8:45~17:15 予約不要)

## 2.補助金・助成金

### ✂切間近の補助金

制度名	内容	お問合せ先
事業承継・引継ぎ補助金 ＜第7次＞	中小企業者及び個人事業主が <b>事業承継</b> 、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助 <b>(申込締切～11/17)</b>	事業承継・引継ぎ補助金事務局  経営革新事業 050-3000-3550  専門家活用事業/ 廃業・再チャレンジ事業 050-3000-3551
副業・兼業支援補助金 ＜第4次＞	企業等が <b>副業・兼業</b> に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、経費の一部を助成 <b>(申込締切～10/31)</b>	副業・兼業支援補助金事務局  050-3504-6598
賃上げに向けた 経営体制強化支援補助金	中小企業者が賃上げを行うとともに、 <b>販路開拓や商品開発等</b> に取り組む際の経費の一部補助 <b>(申込締切～10/31)</b>	(公益)石川県産業創出支援機構 新商品・サービス開発支援課  076-267-5551
被災事業者再建支援事業費補助金	令和5年奥能登地震により被害を受けた中小企業者が実施する <b>事業再建</b> を図る前向きな取組や、被害にあった事業再建に不可欠な施設・設備の復旧等について、その経費の一部を補助 <b>(申込締切～10/27)</b>	石川県 商工労働部経営支援課  076-225-1522
2023年度 石川県DX (デジタル化) 設備導入補助金 ＜FS調査枠＞	デジタル技術を活用した設備の導入前段階で行う <b>「FS調査」</b> に取り組む <b>中堅・中小企業者</b> に対し、実施費用の一部を補助 <b>(申込締切～12/15)</b>	(公財)石川県産業創出支援機構 設備導入支援課  076-267-1001

# ① 販路開拓

「販路開拓に取り組みたい 小規模事業者等」

## ・小規模事業者持続化補助金 <一般型>



制度名	内容	補助額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
<b>小規模事業者 持続化補助金</b> <b>&lt;一般型&gt;</b>	<b>小規模事業者等</b> が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な <b>販路開拓</b> 等に取り組む際の費用を補助	通常枠: 上限 50万円  賃金引上げ枠, 卒業枠, 後継者支援枠, 創業枠: 上限 200万円  <b>インボイス特例の            要件を満たすと            上記補助額に            プラス50万円</b>	2/3	オンライン 又は郵送	第14回 12/12(火)	小規模事業者 持続化補助金 事務局  03-4330-3480

※支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

## ②事業再構築

「新分野転換など、思い切った事業再構築に取り組みたい中小企業等」

### ・事業再構築補助金



制度名	内容	補助額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
事業再構築補助金	新分野転換や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編の取組などを行う中小企業等を支援	成長枠: 100万～7,000万円 グリーン成長枠: 100万円～1.5億円 卒業促進枠 100万円～1.5億円 大規模賃金引上枠: 100万円～3,000万円 産業構造転換枠: 100万円～7,000万円 最低賃金枠: 100万円～1,500万円 物価高騰対策 ・回復再生応援枠: 100万円～3,000万円 サプライチェーン 強靱化枠 1000万円～5億円	成長枠・グリーン成長枠: 中小:1/2 (大規模な賃上げを行う場合2/3) 中堅:1/3 (大規模な賃上げを行う場合1/2) 卒業促進枠: 中小:1/2 中堅:1/3 大規模賃金引上促進枠: 中小:1/2 中堅:1/3 産業構造転換枠: 中小:2/3 中堅:1/2 最低賃金枠: 中小:3/4 中堅:2/3 物価高騰対策 ・回復再生応援枠: 中小:2/3 (従業員数・金額に応じて3/4) 中堅:1/2 (従業員数・金額に応じて2/3) サプライチェーン 強靱化枠 中小:1/2—中堅:1/3	オンライン	次回未定	制度全般に関する コールセンター 0570-012-088 電子申請の 操作方法に関する サポートセンター 050-8881-6942

※支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

## ③ 設備投資

「革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を実施する中小企業等」

### ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



制度名	内容	補助額	補助率	申請期限	お問合せ先
ものづくり・ 商業・サービス 生産性向上促進 補助金	中小企業・小規模事業者等の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援	【一般型】 通常枠/回復型賃上げ・ 雇用拡大枠/デジタル枠: 上限 1,250万円  グリーン枠: 上限 4,000万円  【グローバル展開型】 上限 3,000万円  ※従業員規模により異なる  <b>大幅な賃上げに取り組む 事業者は補助上限が最大 1000万円引き上げ</b>	【一般型】 通常枠:1/2 ※小規模事業者等 2/3  回復型賃上げ・雇用 拡大枠/デジタル枠/ グリーン枠:2/3  【グローバル展開型】 1/2 ※小規模事業者等 2/3	第16次 11/7(火)	ものづくり補助金 事務局 サポートセンター  050-8880-4053

※支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

## ④ デジタル関連

「テレワーク等に必要なITツールを導入したい 中小企業・小規模事業者等」

### • IT導入補助金



「テレワークにより人材確保・雇用管理改善を支援したい 中小企業等」

### • 人材確保等支援助成金(テレワークコース)



「デジタル人材試験の受験等を活用してデジタル人材を育成したい 中小企業者」

### • 金沢市中小企業デジタル人材リスキリング促進助成金



※支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

## ④ デジタル関連

制度名	内容	補助額	補助率	申請期限	お問合せ先
IT導入補助金	業務の非対面化や <b>テレワーク</b> 化に必要な <b>ITツール</b> を導入したい <b>中小企業・小規模事業者等</b> を支援	【通常枠】 A類型:5万～150万円未満 B類型:150万～450万円以下	1/2	通常枠: 7次 10/30	IT導入補助金 2023 後期事務局 ※8月1日以降交付申請受付分 0570-666-376
		【セキュリティ対策推進枠】 5万～100万円  ※サービス利用料 (最大2年分)	1/2  ※独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス		
		【デジタル化基盤導入類型】 ITツール: (下限なし)～50万円以下 50万円超～350万円  PC等:上限 10万円  レジ等:上限 20万円	ITツール: 3/4 ((下限なし)～50万円以下) 2/3 (50万円超～350万円)  PC等:1/2  レジ等:1/2	デジタル化 基盤導入類型: 11次 10/30	
		【商流一括インボイス対応類型】 ITツール: (下限なし)～350万円	中小企業・小規模事業者等: 2/3 その他の事業者等: 1/2	商流一括 インボイス 対応類型: 4次 10/30	
人材確保等 支援助成金 (テレワーク コース)	<b>テレワーク</b> を導入し、労働者の 人材確保や雇用管理改善等に 取り組む <b>中小企業事業主</b> を支援	いずれか低い方の額  ・100万円 ・20万円×労働者数	機器等導入助成: 30%  目標達成助成:20%(35%)  ( )は生産性要件を 満たした場合適用	評価期間 終了日の翌日 ～1か月後	石川労働局 雇用環境・ 均等室  076-265-4429
金沢市中小企業 デジタル人材 リスキング 促進助成金	<b>デジタル人材試験</b> の受験及び対策 講座の受講等を活用して、デジタル 人材育成に取り組む <b>中小企業者</b> を支援	【受験手数料】 上限: 3000円/人  【対策講座受講料】 上限: 10,000円/人	1/2	12/15(金)	金沢市経済局 産業政策課  076-220-2204

## ⑤雇用・人材育成関係

「経済上の理由により、雇用調整で雇用を維持したい中小企業等」

### ・雇用調整助成金



「新型コロナウイルスにより在籍型出向で雇用を維持したい中小企業等」

### ・産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)



「再雇用やリスクリングを促進したい中小企業」

### ・金沢市内中小企業カムバック・リスクリング支援助成金



「ものづくりの人材育成にかかる研修事業を実施したい中小企業等」

### ・ものづくり企業リスクリング支援事業（研修実施支援）



※支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

## ⑤雇用・人材育成関係

制度名	内容	補助額	補助率	申請期限	お問合せ先
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、 <b>事業活動の縮小を余儀なくされた</b> 事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成	上限：8,490円/人 教育訓練を実施した際 1,200円 (1人1日あたり)	中小企業:上限 2/3 中小以外:上限1/2		雇用調整助成金 産業雇用安定 助成金コール センター  0120-603-999
産業雇用安定助成金 (雇用維持支援コース)	<b>新型コロナウイルス感染症</b> により事業活動の縮小を余儀なくされた <b>事業者</b> が、 <b>在籍型出向により</b> 労働者の <b>雇用</b> を維持する場合、賃金や経費の一部を助成	上限：12,000円/日 (出向運営経費助成)	中小企業: 上限 9/10  中小企業以外: 上限 3/4 (出向運営経費助成)		石川労働局 職業対策課  076-265-4428
金沢市内中小企業 カムバック・リスクリ ング支援助成金	育児や介護、配偶者の転勤等の理由により、 <b>離職</b> した従業員を元の職場に <b>再雇用</b> する制度を導入し、実施した場合に助成	【再雇用分】 12万円/人  【リスクリング加算分】 30,000円/人			金沢市 労働政策課  076-220-2199
ものづくり企業 リスクリング支援事業 (研修実施支援)	<b>ものづくり</b> における、加工などの専門的な技術・技能又は中小企業者のデジタルスキルを習得する <b>研修</b> の開催費用や受講料の一部を助成	上限：10万円	中小企業者:上限 1/2 小規模企業者:上限2/3		金沢市 経済局 商工業振興課  076-220-2205

## その他の補助金・助成金・支援金

制度名	内容	お問合せ先
業務改善助成金	最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った中小企業・小規模事業者に対し、実施費用の一部を補助（制度拡充：～R6.1.31）	業務改善助成金 コールセンター  0120-366-440
石川県業務改善奨励金	国の「業務改善助成金」を活用し、生産性向上等によって事業場内の最低賃金引上げに取り組む石川県内の中小企業に対し、上乘せして支給（～R6.3.10）	石川県 商工労働部労働企画課  076-225-1531
両立支援等助成金	育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援	石川労働局 雇用環境・均等室  076-265-4429
特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース	<特定就職困難者コース> 高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。	石川労働局 職業対策課  076-265-4428
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ促進のため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	
石川県電気・ガス価格高騰 緊急対策支援金	高圧・特別高圧電力及び工業用LPガスを利用している県内中小企業等が、対象期間内において電力・ガスを使用する際の使用料金の一部を支援（～R5.12.22）	石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金事務センター  076-231-3134
金沢市中小企業等電気・ガス料金 高騰特別対策支援金	石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給した中小事業者等に対し、金沢市が独自に上乘せ支援（～R6.1.31）	金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金相談センター  076-220-2127

## 3. 融資など

「設備投資や事業拡大に取り組みたい中小企業者」

- 地域商工業活性化融資  
(一般分・事業承継支援分・商業振興分・企業活性化支援分)

「事業転換、多角化を図りたい中小企業者」

- 事業転換支援融資(一般分・格差対策分)

「資金調達を図りたい小規模事業者」

- 小口零細融資(零細分・創業者支援分)

「省エネ設備を導入したい中小企業者」

- 省エネ投資促進支援融資

「省エネルギー化に向けた投資や再生可能エネルギー設備を導入中小企業者」

- 省エネ・脱炭素化推進緊急特別融資

「新たに中小企業者として創業したい者」

- 創業者支援融資

制度名	融資対象	資金用途	限度額〔千円〕	期間(据置期間)
地域商工業 活性化融資	<一般分> 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場棟の <b>新增設</b> 等や機械 <b>設備</b> 、 店舗 <b>設備</b> 等の <b>導入</b> を行う者	設備資金	50,000(特認200,000)	15年以内 (2年以内)
	<事業承継支援分> ① <b>事業承継</b> を行うもの ② 法律の認定に基づき、知事の認定を受けた <b>中小企業者</b> の代表者個人 または <b>事業を営んでいない個人</b>	事業資金	50,000(特認200,000) [ただし、運転資金は 30,000千円まで]	設備：15年以内 (2年以内) 運転：5年以内 (1年以内)
	<商業振興分> 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する <b>中小企業者等</b> で <b>設備投資</b> を行うもの	事業資金	50,000(特認200,000) [ただし、運転資金は 10,000千円まで]	設備：15年以内 (2年以内) 運転：7年以内 (1年以内)
	<企業活性化支援分> ① 新製品開発、新分野開拓などの <b>構造改革</b> への対応を行うもの ② 受注の確保、販売の促進などの <b>事業拡大</b> を行うもの ③ 企業のイメージアップ、人材育成などの <b>企業体質の改善</b> を行うもの	運転資金	30,000 [一般分・商業振興分と 併用する場合は、合計 200,000千円の範囲内]	5年以内 (1年以内)
事業転換支援融資	<一般分> 3年以上同一の事業を行っている者で、 ① 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、 現在行っている事業を廃止し、他業種へ <b>事業転換</b> を行うもの ② 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上が、 5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの	事業資金	50,000(特認200,000) [ただし、運転資金は 20,000千円まで]	設備：15年以内 (3年以内) 運転：7年以内 (1年以内)
	<格差対策分> <b>一般分の対象企業</b> で、次のいずれかに該当するもの ① 小規模企業 ② 不況業種 ③ 過疎地域	事業資金		
小口零細融資	<零細分> <b>小規模企業者</b>	事業資金	20,000 [既利用の保証協会の 保証付融資残高を含め、 20,000千円以内]	設備：7年以内 (1年以内) 運転：5年以内 (1年以内)
	<創業者支援分> 新たに <b>小規模企業者</b> として <b>事業を開始</b> する者 (開業後1年未満の者を含む)			
省エネ投資促進 支援融資	エネルギー（燃料・電力）の消費抑制を図るために、既存の生産設備等を <b>省エネ設備へ更新</b> 、あるいは既存の生産設備等に <b>省エネ機能を付加</b> する事業を行うもの	事業資金	200,000 [ただし、運転資金は 20,000千円まで]	設備15年以内 (2年以内) 運転7年以内 (1年以内)
省エネ・脱炭素化推 進緊急特別融資	次のいずれかに該当し、 <b>エネルギーコストの削減</b> 又は <b>脱炭素化</b> を図るために、省エネル ギー化に向けた投資や再生可能エネルギー設備を導入するもの。 (1) 「いしかわ事業者版環境ISO」又は「いしかわ工場・施設版環境ISO」 に登録（予定を含む。）されていること (2) 過去3年以内に省エネ診断を受けていること	事業資金	200,000 [ただし、運転資金は 20,000千円まで]	設備15年以内 (2年以内) 運転7年以内 (1年以内)
創業者支援融資	<b>新たに中小企業者</b> として <b>事業を開始</b> する者(開業後1年未満の者を含む) であって、小口零細融資の融資残高を有しない者	事業資金	20,000 [ただし、運転資金は 10,000千円まで]	設備：7年以内 (1年以内) 運転：5年以内 (1年以内)

「売上等の減少による運転資金の不足に対応したい**事業者**」

- 経営安定支援融資  
(一般分・再生支援分・資金繰り支援分・  
緊急経営安定支援分・原油価格等高騰借換分)

「新型コロナウイルス感染症に伴い、経営改善を図りたい**事業者**」

- 物価高騰対策等総合支援特別融資

「新型コロナウイルス感染症緊急特別融資を借り換えたい**事業者**」

- 新型コロナウイルス感染症借換融資制度

「商工会議所の指導を受けたうえで、経営改善を図りたい**小規模事業者**」

- マル経融資(新型コロナウイルス対策マル経)

制度名	融資対象	資金用途	限度額（千円）	期間（据置期間）
経営安定支援融資	<p>&lt;一般分&gt; 次のいずれかの要件を充たす者</p> <p>①最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少 ②最近6か月の売上高が前年同期比5%以上減少 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④今期事業年度で税引前欠損金見込</p>	運転資金	80,000	7年以内(2年以内)
	<p>&lt;再生支援分&gt; 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の指導を受けているもの</p>		80,000	7年以内(2年以内) 実績に応じ 10年以内(2年以内)
	<p>&lt;資金繰り支援分&gt; 経営の安定に支障が生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの</p>	事業資金	80,000 (特例280,000)	7年以内(2年以内) 実績に応じ 10年以内(1年以内)
	<p>&lt;緊急経営安定支援分&gt; 次のいずれかの要件を充たす者</p> <p>①最近3か月間の売上高が前年同期比3%以上減少 ②原油・原材料価格の高騰の影響により、最近3か月間の売上総利益が前年同期又は令和2年1月29日時点における直前の同期の売上総利益に比して3%以上減少しているもの ③売上原価の20%以上を占める原油原材料が最近1か月間の対前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない ④中小企業信用保険法の基準に基づいた認定書を有しており、経営安定関連保証又は危機関連保証を利用可能なもの</p>	運転資金	80,000	7年以内(2年以内)
	<p>&lt;原油価格等高騰借換分&gt; 経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、次のいずれかの要件を充たす者</p> <p>①最近3か月間の売上高が前年同期又は令和2年1月29日時点における直前の同期比3%以上減少 ②原油・原材料価格の高騰の影響により、最近3か月間の売上総利益が前年同期又は令和2年1月29日時点における直前の同期の売上総利益に比して3%以上減少しているもの ③中小企業信用保険法の基準に基づいた認定書を有しており、経営安定関連保証又は危機関連保証を利用可能なもの</p>	運転資金	80,000	15年以内(5年以内)
物価高騰対策等 総合支援特別融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証4号・5号の認定を受けているもの、または最近1か月の売上高もしくは利益率が前年同月比5%以上減少していること。</li> <li>・経営行動に係る計画を作成したもの</li> <li>・金融機関による継続的な支援を受けること</li> </ul>	事業資金	100,000	10年以内(5年以内)
新型コロナウイルス 感染症借換融資制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県新型コロナウイルス感染症特別融資」又は「石川県新型コロナウイルス感染症緊急特別融資」を借り換える中小企業者</li> <li>※事業計画書の策定など条件あり</li> </ul>	借換資金	80,000	15年以内(5年以内)
マル経融資 (経営改善貸付)	<p>商工会議所の経営指導を受けて、経営改善を行う小規模事業者</p> <p>&lt;新型コロナウイルス対策マル経&gt; 新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した小規模事業者に対し、金利の引き下げと据置期間の延長を実施</p>	事業資金	20,000	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内)

## その他の融資など

制度名	内容	お問合せ先
<u>一般貸付（生活衛生貸付）</u>	店舗改装資金等の借入が必要な、生活衛生関係の事業を営む方及び理容学校・美容学校を営む <b>中小企業者・小規模事業者</b> を支援	日本政策金融公庫 金沢支店  中小企業事業 076-231-4275 国民生活事業 076-263-7191
<u>生活衛生改善貸付</u>	経営改善に必要な資金の借入が必要な、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている、 <b>生活衛生関係の事業を営む小規模事業者</b> を支援	
<u>経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和</u>	社会的、経済的環境の変化等により一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、又は今後影響の恐れがある <b>中小・小規模事業者</b> を支援	
<u>衛生環境激変特別貸付</u>	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）の影響により一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている <b>生活衛生関係の事業を営む方</b> を支援	
<u>海外展開・事業再編資金</u>	経済の構造的変化などに適応するために、 <b>海外</b> の地域における事業の開始、 <b>海外展開</b> 事業の再編などに取り組む <b>中小企業者</b> を支援	
<u>環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）</u>	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために <b>省エネ設備</b> を導入する <b>中小企業</b> に対して、政府系金融機関から低利融資を実施	
<u>中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）</u>	物価高騰により売上総利益の減少などの影響を受けた <b>中小企業者</b> に対し、経営安定に必要な資金繰りを支援	金沢市 経済局産業政策課  076-220-2204
<u>金沢市中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）</u>	原油等・原材料価格高騰の影響により、売上高の減少などの影響を受けている <b>金沢市内の中小企業者</b> に対し、 <b>金沢市中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）</b> の期間を延長	
<u>金沢市緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分）</u>	原油価格高騰の影響により、売上高の減少などの影響を受けている <b>金沢市内の中小企業者</b> に対し、国のセーフティネット保証による <b>金沢市緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分）</b> の利率を引き下げ	

## 4.その他

制度名	内容	お問合せ先
中小企業経営強化法 (経営力向上計画)	中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援。 「経営力向上計画」を作成し認定された事業者は、 税制や金融支援等の措置を受けることが可能	経営力向上計画相談窓口 中小企業庁 事業環境部 企画課  03-3501-1957
販路開拓コーディネート事業	優れた商品・サービスを持つ中小企業・小規模事業者の、 マーケティング企画からテストマーケティング活動、 売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部  076-223-5791
先端設備等導入制度に 基づく固定資産税の特例	中小企業者の生産性革命を実現するため、 市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援	中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課)  03-3501-1816
経営革新支援事業	中小企業者・組合等が、経営の向上を図るために 新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けた場合に、 日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例などを支援	中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課)  03-3501-1816

## 5.税制措置

### インボイス制度緩和措置について

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の二割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。
- これにより、業種に関わらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能になることから、簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなる。

### 納税の猶予(国税・地方税)について

- 国税を一時に納付できない場合、税務署に申請することにより、以下の要件の全てに該当する方は、原則1年間の納税猶予が認められます。
  1. 国税を納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある
  2. 納税について誠実な意思を有する
  3. 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない
  4. 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されている※詳しくは、最寄りの税務署、又はお住まいの都道府県・市町村にご相談ください。

### 厚生年金保険料等の猶予について

- 換価の猶予：厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内(※)に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。  
※納期限から6カ月超の場合は、最寄りの年金事務所までご相談ください。
- 納付の猶予：厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。認められると、分割納付、財産差押えや換価の猶予、延滞金の一部が免除されます。

### 欠損金の繰り戻し

- 資本金1億円超10億円以下の法人は、確定申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付が受けられます。

## 6.金沢商工会議所のその他支援事業

### 経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度

- 資金繰りなど足元の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスまで、各分野の専門家が企業の状況に応じた適切な処方箋を提供します。  
費用は無料、回数制限は無く、複数の専門家を同時に活用することもできます。



### 新型コロナウイルス対策応援サイト「あしたのためにできること」

- 会員事業所の皆様による“with コロナ”“after コロナ”に向けた取り組みの情報発信と、会員事業所相互におけるビジネス交流の促進を目的として開設。コロナ禍が続く中、変化する消費者のライフスタイルに対応した新商品、新サービスを積極的に提供している事業所は是非ご活用ください。



### プレスリリースサポートサービス

- 全国規模で配信サービスを提供している共同通信PRワイヤーと連携して、当所会員に対し、特別料金でプレスリリースをご利用頂けるサービスです。  
掲載サイト全70社登録メディア国内約2,250媒体に一斉発信。目的や内容にあわせて配信先を選択できます。



### 会報同封チラシサービス

- 会報「かなざわ」にチラシを同封し、約6,000の会員事業所にPRができる会員限定のサービスです。  
A4チラシ1枚の場合、税込132,000円で、発送コストの大幅な削減が可能です。

